4 職員の手当の状況

(1)期末手当·勤勉手当

山	形	県	ļ		玉			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				_			
		1,761	千円					
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)				
期末手当	勤勉	手当		期末手当	勤勉=	手当		
2.50	月分	2.10	月分	2.50	月分	2.10	月分	
(1.4)	月分	(1.0)	月分	(1.4)	月分	(1.0)	月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の組	級等による加算措	置		職制上の段階、職務の	級等による加算	措置		
· 役職加算 5~	~20%			• 役職加算 5·	~20%			
・管理職加算 15~	~25 %			・管理職加算 10	~25%			

⁽注)()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(山形県)

令和6年度中における運用		特定幹部職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	C)	()
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0
	上位、標準の成績率		0		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
□.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

山	形	県		国
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特	特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額	一般職員	全体		
八二九八十名人们政	13,168 千円	14,528 千円		

- (注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。 2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく 退職した場合を含む。

(3)地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令	和6年度決算)		56,691 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(令和6年度決算)		821,609 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	22 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	4 人	16 %
愛知県名古屋市	14 %	3 人	14 %
埼玉県さいたま市	14 %	1 人	14 %
宮 城 県 仙 台 市	7 %	3 人	7 %
医 師	16 %	15 人	16 %
県 内 全 市 町 村	0 %	15,653 人	0 %
平均支給率	0 %	_	0.1 %

⁽注)「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

》特殊勤務手当(令和/年4月1日現任)						
支給実績(令和6年度決	支給実績(令和6年度決算)			605,999 千円		
支給職員1人当たり平均	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				123,120	円
職員全体に占める手当ま	職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				32.4	%
手当の種類(手当数)					30	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	対象業務	支給実績(令和6年度実績)	左記職員に対す	る支給単価
県税に関する業務に従 事する職員の特殊勤務 手当	徴税吏員	所等において紹	等の住居、事業 納税義務者等 !税の賦課徴収	2006 ₹ ⊞	日額 650円	
社会福祉業務に従事す る職員の特殊勤務手当	福祉相談センター、児童相談所、女性相談支援センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員(当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)		関する助言指 2等の業務	8,638 千円	日額 580円 (福祉相談センタ 童相談所に勤発 で人事委員会規 るもの950円)	所する職員
消防訓練指導に従事す る職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、救 で人事委員会	(急実技訓練等 の定める業務	141 千円	日額 720円	
回転翼航空機に搭乗し て救急医療等の業務に 従事する職員等の特殊 勤務手当	職員等(警察職員を除く。)	急医療、非常多	ドる業務で人事	0 千円	1時間当たり 1 (夜間の業務、そ に準ずる著しくが に従事した場合	その他これ 危険な業務
	(1) 防災くらし安心部食品安全衛生課、健康福祉部健康福祉企画課、衛生研究所及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員(当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)	の患者に対する法律第6条領項まで及び検察定める感染症る場合は、狂力とができる。) 対員会感染症(必	第2項第2項第2項第2項第2項第2項第2 (特にをはないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで			

防疫作業に従事する職 員の特殊勤務手当	(2) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員(当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)	家畜伝染病、炭系 定が病のうち、、は 家畜伝染病、炭原性原性原 に で が病の方も、 に で の の の の の の の の の の の の の	249 千円	日額 290円 ※心身に著しい負担を与 えると人事委員会が認め る作業に従事した場合 100/100を加算
	(3) 防災くらし安心部食品安全衛生 課、衛生研究所、農林水産部畜産振 興課及び総合支庁に勤務する職員並 びに人事委員会規則で定める職員 (当該業務に専ら従事し、給料の調整 額を受ける者を除く。)	で定める家畜伝染病のまん		日額 380円 ※著しく危険であると人事 委員会が認める作業に従 事した場合100/100を加算
	(4) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員(当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)	家畜伝染病のまん延を防 止するために行う作業で人事 委員会規則で定めるもの		日額 290円 ※心身に著しい負担を与 えると人事委員会が認め る作業に従事した場合 100/100を加算
野犬捕獲作業等に従事 する職員の特殊勤務手 当	防災くらし安心部食品安全衛生課及 び総合支庁に勤務する職員	狂犬病予防法の規定に基 づき野犬を捕獲し、又は処分 する作業	7 千円	日額 360円
夜間看護業務に従事す る職員の特殊勤務手当	こども医療療育センター及び鶴岡乳 児院の病棟に勤務する助産師、看護 師、准看護師もしくは保育士又はこれ らに準ずる職員で人事委員会が定め る者	後10時後翌日の午前5時前	16,257 千円	勤務1回当たり 2,150~ 3,550円 ※通勤の事情に応じた加 算(上限1,140円)あり

精神保健及び精神障が い者福祉に関する業務 に従事する職員の特殊 勤務手当	健康福祉部障がい福祉課、精神保 健福祉センター及び総合支庁に勤務 する職員	(1) 精神保健及び精神障害 第1項及び第2項の規定による調査業務 (2) 5 第3項の規定により 1 第27条第3項の規定により 1 5 第27条第3項の規定により 1 5 第27条第3項の規定により 1 5 第27条第1項及びための 1 6 第27条第1項及びための 1 6 第27条第1項及びための 1 7 第27条第1項及びための 2 7 第27条第1項及びための 2 7 第27条第1項及びための 2 7 第27条第1項及び 3 第24条名の 4 1 法第34条名 5 第25年3 5 第27条。 5 第27条。 6 第27条。 7 第27条。 8 第27条 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	352 千円	日額 290円
環境保全に関する業務 に従事する職員の特殊 勤務手当	環境科学研究センター、環境エネルギー部水大気環境課及び循環型社会推進課並びに総合支庁に勤務する職員	(1) 工場又は事業所への立入検査に伴うばい煙、排水、残し、悪臭又は有害物質の調査業務 (2) 公共用水域における水質保全のために行う水中又は船上における水又は水底の汚泥の採取業務 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項による検査(帳簿書類の検オ目とる検査(帳簿書類の検オ目との廃棄物が放置されている場所における当該廃棄物の性状等の調査もしくは、当場所の原状回復の業務 (4) 維持管理が不適正な浄化槽を実地に検査する業務	286 千円	日額 230円
	産業労働部産業創造振興課、農林 水産部農村整備課及び総合支庁に勤 務する職員	掘削中の鉱山又は旧廃坑 の坑内における地質及び鉱 床の調査又は指導等の業務	17 千円	日額 450円
坑内作業に従事する職 員の特殊勤務手当	防災くらし安心部消防救急課、農林 水産部農村整備課及び森林ノミクス 推進課、県土整備部、会計局工事検 査課並びに総合支庁に勤務する職員	掘削中のトンネル又は集水 井の坑内で調査、検査又は 監督の業務(集水井の坑内 で行うものにあっては、地表 下5m以上の深所において行 うものに限る。)	1 千円	日額 560円
有毒ガス発生を伴う作 業に従事する職員等の 特殊勤務手当	消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部環境農業技術環境課、東北農林専門職大学、農林大学校、農業総合研究センター、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する職員等	有害ガス発生を伴う作業(2 時間を超える場合に限る。)	425 千円	日額 250円
放射線照射作業に従事 する職員の特殊勤務手 当	こども医療療育センターに勤務する 職員	放射線の照射作業(補助作 業を含む。1時間を越える場 合に限る。)	0 千円	日額 230円
職業訓練業務に従事す る職員の特殊勤務手当	職業能力開発専門校及び産業技術 短期大学校に勤務する職員で人事委 員会規則で定める者	職業訓練業務	27,097 千円	月額 給料月額の10%

最初及び劇物による病害虫防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当 一次の一、東北農林専門職大学、農林大学校、病害虫防除所、森林研究研修センター、総合支庁及び高等学校に動務する職員等の特殊勤務手類と、水産研究所に勤務する職員及び警察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及び警察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及び警察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及び警察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及び管察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補関及び管察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及び管察官 日本整備部、山形空港事務所、港東方補限及びに用地の取り情報により資際により資際により資際により資際によりでの取りにより、の取りに対して、大きに対し、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対し、対し、大きに対し、対し、大きに対し、対し、大きに対し、大きに対し、対し、大きに対し、大きに対し、対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、対し、大きに対し、対し、対し、大きに対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	 劇物の調製 業 用しての潜水 14 千円 しくはこれに 直路法による 事業その他人 で定める事業 	日額 450円 日額 250円 1時間当たり 310~1,500 円
等地所除作業に従事する職員等の特殊勤務手 潜水作業に従事する職員の特殊勤務手 一類水作業に従事する職員の特殊動務手 一型、	において、直 劇物の調製 主業 用しての潜水 14 千円 しくはこれに 直路法による 耳まその他人 で定める事業	1時間当たり 310~1,500
員の特殊勤務手当 察官 作業 用地の取得体 (作業 用地で渉業務等に従事する職員の特殊勤務手 当	しくはこれに	
用地交渉業務等に従事する職員の特殊勤務手	国路法による 事業その他人 「マカス事業	
水大気環境課及び循環型社会推進 課、環境科学研究センター、県土整備 部、会計局工事検査課、山形空港事 務所、庄内空港事務所、港湾事務 所、農林水産部、農業総合研究セン ター、東北場林専門職大学、農総合支 庁、工業技術センター、職業能力開発 専門校並びに産業技術短期大学校に 勤務する職員等 東北農林専門職大学及 び農林大学校に勤務す る職員等の特殊勤務手 当 東北農林専門職大学及び農林大学 校に勤務する職員等 学生又は入村 をに勤務する職員等 (1) 異常なる 事委員会規則で定める者 (1) 異常なる 第名生る現場に 監視又な災害がそ 場別で定める者 (1) 異常なる 第名生る現場に 監視又な災害がそ 場別といてを 第名生ので表述を 場別で定める者 (1) 異常なら 発生する現場に 監視又な災害がそ 場別といてを が、の調査(よの、 第名生のので表述。 第二、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	じる損失の補 ロードロード ロードロード ロードロード ロードロード ロードロード ロードロード ロードロード ロード	日額 1,000円(勤務時間 外に行われた場合1,500 円)
び農林大学校に勤務す る職員等の特殊勤務手 当 病害虫防除所に勤務す る職員の特殊勤務手当 病害虫防除所に勤務する職員で人 事委員会規則で定める者 (1) 異常な自 大な災害が発発生するおそ 掲げる現場に監視又は当記 重大な災害のもしくは発生するしい。 には発生するはのできる。	Eな箇所にお 、監督、保守 34 千円	日額 220円(地上又は水 面上20m以上の場合320 円)
る職員の特殊勤務手当 事委員会規則で定める者 (1) 異常な自 大な災害が発発生する現場で 選視又は当記 重大な災害が もしくは発生す しい箇所で行くは応急作業 状況の調査(J	者の指導伝習 4,143 千円	月額 給料の月額の5%
大な災害が発発生するおそ 発生するおそ 掲げる現場に 監視又は当該 重大な災害の もしくは発生す しい箇所で行 くは応急作業 状況の調査(J	2,017 千円	月額 給料の月額の6%
① 河川(② 道路; (第2号3 により通 いる区間 その周辺 ③ 港湾)	のある次に Sいて行う巡回 見場における き生した箇所 Sおそれの著 応急作業もし ための災害	

災害応急作業等に従事 する職員等の特殊勤務 手当	備部、港湾事務所並びに総合支庁に 勤務する職員並びに人事委員会規則 で定める職員等	発生し、又は発生する恐れが ある場合において災害対策	1,838 千円	日額 710~1,080円(作業の時間、場所等によって100分の50~100分の100の加算あり)
		(3)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業(4)前3号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるもの		

警察職員の特殊勤務手当

刑事作業手当	私服勤務の警察職員	犯罪の予防もしくは捜査又 は被疑者逮捕の作業	44,516 千円	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識等の作業	3,492 千円	日額 280円(犯罪現場で の作業560円)
看守作業手当	警察職員	被疑者等の看守及び護送 の作業	7,076 千円	日額 310円
交通捜査作業手当	警察職員	(1) 交通整理又は交通取締 りの作業	3,263 千円	日額 310円
		(2) 高速道路(高速自動車国 道法(昭和32年法律第79号) 第4条第1項に規定する高速 自動車国道及び道路交通法 (昭和35年法律第105号)第 110条第1項の規定により国 家公安委員会が指定する自 動車専用道路をいう。以下同 じ。)における(1)の作業	3,325 千円	日額 460円
		(3) 交通事件又は交通事故 の調査作業	11,389 千円	日額 560円 (夜間の場合840円)
		(4) 高速道路における(3)の 作業	1,329 千円	日額 840円 (夜間の場合1,260円)
交通取締用自動車	警察職員	(1) 交通取締用自動車(交通 取締用自動二輪車を除く。) の運転作業	3,405 千円	日額 420円
運転作業手当	F 20 1922	(2) 交通取締用自動二輪車 の運転作業	547 千円	日額 560円

警ら取締作業手当	警察職員	警ら取締作業	32,384 千円	日額 340円
	(1) 人の死体の検視及び取り扱いに 関する業務に従事することを常例とす る警察職員で人事委員会規則で定め る者	(1) 人の死体の検視又は見 分等の作業	86 千円	死体1体につき 3,200円
死体取扱作業手当	(2) 上記に掲げる警察職員以外の職員	(2) (1)に掲げる作業	20,245 千円	死体1体につき 1,600円 (損傷の著しい死体に係る 作業の場合 3,200円)
	警察職員	(3) 人の死体の解剖の補助 作業	5,366 千円	死体1体につき 3,200円
山岳遭難救助作業 手当	警察職員	山岳遭難者の救助又は捜 索の作業	115 千円	日額 630円
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる警ら、警備、捜査、交通取締、鑑識、看守、通信指令又は電子計算機器の運用もしくは保守の業務	39,013 千円	勤務1回当たり 730~ 1,100円(深夜の勤務が2 時間未満410円)
爆発物等処理作業 手当	警察職員	(1) 直接行う爆発物又は爆発物容疑物件の確認、運搬、除去、解体等の作業 (2) 特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの	47 千円	日額 5,200円
		(3) 特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業(同一の日に(2)に掲げる作業に従事した場合を除く。)		日額 250円
		(4) 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		日額 460円
坑内作業手当	警察職員	鉱山、土石採取場又は掘さく 中のトンネルの坑内における 著しい危険を伴う調査等の作業	0 千円	日額 1,900円
緊急呼出手当	警察職員	突発的に発生した作業(犯罪の捜査等、鑑識、交通取り締まり等及び爆発物処理の作業に限る。)に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられ、午後9時から翌日の午前5時までの間において行う当該作業	2,021 千円	勤務1回当たり 1,240円

	(1) 回転翼航空機の操縦作業に従事する警察職員	回転翼航空機に搭乗して行 う回転翼航空機の操縦作業	3,604 千円	1時間当たり 5,100~ 6,630円
	(2) 回転翼航空機の整備作業に従事する警察職員	回転翼航空機に搭乗して行 う回転翼航空機の整備作業	1,082 千円	1時間当たり 2,200~ 2,860円
航空手当	(3) 警察職員	回転翼航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取り締まりその他人事委員会がこれらの作業に準ずると認めるもの	269 千円	1時間当たり 1,900~ 2,470円
災害応急作業等手		(1) 警察職員が異常な自然 現象若しくは大規模な事故に より重大な災害が発生した箇 所又はその周辺において行 う災害警備とは遭難救助の 作業その他これらの作業で 相当する作業で人事委員会 規則で定めるもの(同一の日 に(2)から(4)までに掲げる作 業に従事した場合を除く。)		日額 840円 (夜間の場合1,260円)
	警察職員	(2) 警察職員がイに掲げる 作業のうち大規模な災害とし て人事委員会規則で定める 災害に係る作業(同一の日に (3)及び(4)に掲げる作業に従 事した場合を除く。)	1,835 千円	日額 1,080円 (夜間の場合1,620円)
		(3) 警察職員が(1)に掲げる 作業のうち人事委員会規則 で定める著しく危険な作業又 は人事委員会規則で定める 著しく危険な区域における作 業(同一の日に(4)に掲げる作 業に従事した場合を除く。)		日額 1,680円
		(4) 警察職員が口に掲げる 作業のうち人事委員会規則 で定める著しく危険な作業又 は人事委員会規則で定める 著しく危険な区域における作 業に従事した場合		日額 2,160円
	警察職員	(1) 天皇又は皇后、上皇、上 皇后、皇太子、皇太子妃、皇 嗣若しくは皇嗣妃の身辺の警 衛	0 千円	日額 1,150円
警衛警護作業手当		(2) (1)に掲げる皇族以外の 皇族の身辺の警衛	15 千円	日額 640円~1,150円
		(3) 人事委員会規則で定め る要人の身辺の警護	.0 111	日額 1,150円
		(1) 銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業その他人事委員会規則で定める作業		日額 1,640円
		(2) 銃器を使用した犯人又は 銃器を所持している犯人の逮 捕の作業(同一の日に(1)に 掲げる作業に従事したときを 除く。) (3) (1)に掲げる作業に付随 して行われる固定配置(人事		日額 1,100円
		委員会規則で定める固定配置に限る。以下同じ。)(同一の日に(1)及び(2)に掲げる作業に従事したときを除く。)		

	銃器犯罪捜査作業 手当	警察職員(防弾装備を装着し、武器を携帯するものに限る。)	使にるかし (5団のてに従 (6)け該め一用限固らた の事行(1事) る危にの	(2)に掲げる作業(銃器を はた犯人の逮捕の作業 る。)に付随して行われ 定配置(同一の日に(1) (3)に掲げる作業に従事 ときを除く。) 銃器が使用された暴力 が対立抗争に伴い暴力団 ・乃警戒の作業に配回の円業(可一の日 にしたときを除く。) 暴力団等から危害を受 おそれのある者への当 に害を未然に防止するた 行う保護対策の作業(同 り日に(1)から(5)に掲げる にに従事したときを除く。)	0 千円	日額 820円	
			場身事ぶ(1)行	に掲げる業務に従事したにおいて、その業務が心 著しい負担を与えると人 員会が認める程度に及 の 学校の管理下において 非常災害時等の緊急業 次に掲げるもの			
				① 非常災害時における児童もしくは生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務	0 千円	日額 7,500~16,000円	
				② 児童又は生徒の負傷、疾病等にともなう救急の業務	30 千円		
特殊育職	朱業務に従事する教 戦員の特殊勤務手当	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が、当該給料表の特2級、2級又は1級である教育職員		③ 児童又は生徒に対 する緊急の補導業務	0 千円		
			海学 施す 児童	修学旅行、林間学校、臨 校等(学校が計画し、実 るものに限る。)において 又は生徒を引率して行う 業務で宿泊を伴うもの	33,114 千円		
			外又業勤日の	人事委員会が定める対 動競技等において児童 生生徒を引率して行う指導 で、宿泊を伴うもの又は を要しない日もしくは休 以下「勤務を要しない日 という。)に行うもの	54,086 千円	日額 5,100円	
			行育準児業又	学校の管理下において れる部活動(正規の教 程としてのクラブ活動に る活動をいう。)における る又は生徒に対する指導 で勤務を要しない日等 半日勤務時間が割り振 た日に行うもの	171,528 千円	日額 2,700円	

高等学校の課程を兼務	高等学校の学校職員	(1) 全日制の課程又は通信制の課程の勤務を本務とする教育職員が、夜間において授業を行う定時制の課程の授業を担当すること	0 千円	4時間半七月 000円
する学校職員の特殊勤 務手当		(2) 夜間において授業を行う 定時制の課程の勤務を本務 とする教育職員が、全日制の 課程の授業を担当すること	0 千円	1時間当たり 900円
定時制高等学校の夜間 勤務に従事する学校職 員の特殊勤務手当	主として夜間において授業を行う定時制の課程を併置する高等学校に勤務する学校職員のうち、「定時制通信教育手当」又は「高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当」を受けない学校職員	夜間における勤務(人事委員会規則で定めるものを除く。)	195 千円	日額 250円
多学年学級を担当する 教育職員の特殊勤務手		(1) 3以上の学年の児童又は 生徒で編制されている学級に おける授業又は指導	14,028 千円	日額 350円
(教育職員の行外制 <u>研予</u> 当		(2) (1)に掲げる学級以外の学級における授業又は指導	13,517 千円	日額 290円
教育業務に関する連絡 指導に従事する教育職 員の特殊勤務手当	小学校、中学校、高等学校、又は特 別支援学校に勤務する教諭	教務その他の教育に関する 業務についての連絡調整及 び指導助言に当たる主任等 (当該学校を所管する教育委 員会の教育委員会規則に規 定する主任等をいう。)で、そ の職務が困難であるとして人 事委員会の定めるものの職 務に係る業務	49,111 千円	日額 200円

漁船乗組員の特殊勤務手当

	漁獲手当	鳥海丸に乗船勤務する船員	漁業に関する試験、調査、 指導又は練習に従事する漁 船の乗船勤務	315 千円	持代
	実習指導手当	教育職員	乗船しての航海及び漁ろう 実習に従事する生徒の指導	326 千円	日額 2,400円
	乗船勤務手当	庄内総合支庁水産振興課に勤務す る職員	試験又は調査に従事する 漁船に乗組んで海上で行う 漁業法その他漁業関係法規 に違反した疑いのある船舶 の漁具等の検査、証拠物件 の押収もしくは被疑者の検挙 又はこれらの船舶の追跡の 業務	13 千円	日額 550円
		水産研究所又は庄内総合支庁水産 振興課に勤務する船員以外の職員	漁船に乗組んで行う漁業に 関する試験又は調査業務	35 千円	日額 350円
道路	各上作業手当	総合支庁に勤務する技能労務職員	交通を遮断することなく道路上において行う舗装の打換え、カバーリング、パッチングもしくは路面整正の作業又は橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護さく、分離帯、区画線もしくは道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業	2,048 千円	日額 300円(作業に従事 した時間が4時間に満たない場合 180円)
	推牛馬豚取扱作業に 事する職員の特殊勤 F当	東北農林専門職大学、農林大学校 及び農業総合研究センターに勤務す る技能労務職員	種雄牛馬豚の自然交配もしくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のための種雄牛馬豚を御する作業	260 千円	日額 230円

(5)時間外勤務手当

支	給	実	績	(令	和	6	年	度	決	算)	3,667,232 千円
職	員 1	人当	たり	平	均 支	給 年	額	(令	和 6	年 度	決 算)	551 千円
支	給	実	績	(令	和	5	年	度	決	算)	3,542,746 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、 教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和7年4月1日現在)

	和7年4月1日現在)		1		-
		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(令和6年度決算)	平均支給年額
					(令和6年度決算)
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、 採用による欠員補充が困難と認 められる職又は採用による欠員 の補充について特別の事情があ ると認められる職に新たに採用 された職員に対し、支給される手 当(月額) ・医師・歯科医師 最高370,400円 ・獣医師 最高50,000円	同じ		46,297 千円	1,129,195 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当・給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	同じ		947,588 千円	685,168 円
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当・扶養親族たる、父母等6,500円(行政8級職員等にあっては3,500円、行政9級職員等に対しては支給しない)、扶養親族たる子11,500円、配偶者3,000円(行政8級以上の職員等に対しては支給しない)・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		1,431,468 千円	239,376 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当・借家:家賃に応じた額(28,000円限度)・単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	異なる	【国の制度】 手当の支給対象となる限 額の下限 16,000円 (県 14,000円)	843,730 千円	308,719 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高150,000円)・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(月額・最高53,000円)	異なる	【国の制度】 交通用具使用 者の手当額 (月額・最高 31,600円)	1,453,320 千円	110,100 円

	T		1		
単身赴任手当	公署を異にする異動等により 転居し、配偶者と別居し単身で 生活することを常況とする職員に 対して支給される手当 ・基礎額(30,000円)+距離区 分に応じた加算額(最高70,000 円)(月額)	同じ		140,191 千円	472,024 円
特地勤務手当及び特地 勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員及び警察職員に対して支給する手当・給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(1級2%~6級12%)を乗じて得た額(月額)	異なる	【国の制度】 ・給料及び 扶養手当の月 額に応応に応う 給割合(1級 4%~6級 25%)を乗じ て得た額(月 額)	9,952 千円	276,444 円
へき地手当及びへき地 手当に準ずる手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校並びに高等学校に勤務する学校職員に対して支給される手当・給料及び扶養手当の月額に、級地区分に応じた支給割合(準級2%~5級12%)を乗じて得た額(月額)	_		26,091 千円	182,455 円
義務教育等教員特別手 当	義務教育諸学校の教育職員の 給与について必要な優遇措置を 講じ、優秀な人材を確保し、学校 教育の水準の維持向上に資する ことを目的として支給される手当 ・級号給に応じた定額(月額・最 高8,000円)	-		543,412 千円	68,656 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信教育に携わる高等学校の教育職員の職務の複雑性・困難性に対して支給される手当・給料の月額に、支給割合(校長及び教頭8%、その他の教諭10%)を乗じて得た額(月額)	-		59,474 千円	508,325 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、 工業及び電波に係る産業教育の 特殊性にかんがみ、産業教育振 興のため支給される手当 ・給料の月額に、支給割合(定 時制通信教育手当受給者6%、 その他の者10%)を乗じて得た 額(月額)	_		136,685 千円	502,518 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の改良普及事業に従事する職員の職務が科学的な技術及び知識と教育的な指導能力を必要とし、また、巡回指導を主とする不規則かつ強度の勤務を行うという職務の特殊性に対して支給される手当・給料の月額に、支給割合(6%)を乗じて得た額(月額)	_		27,597 千円	228,074 円

災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当・滞在日数等に応じた定額(日額・最高6,620円)	I	3,595 千円	1,198,333 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に 勤務した職員に対して支給され る手当 ・ 1時間当たりの単価×100分 の25×勤務時間数	同	125,432 千円	181,260 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした 職員に対して支給される手当 ・ 支給区分に応じた定額(1回 当たり最高・医師等21,000円)	同じ	411,199 千円	316,064 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当・管理職手当の支給割合に応じた定額(勤務を要しない日等:1回当たり最高・部長級12,000円)(勤務を要しない日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時:1回当たり最高・部長級6,000円)	同じ	5,146 千円	343,067 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額(月額・最高19,800円)	同じ	794,844 千円	72,436 円